

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月14日（金）、第8回の委員会が開かれました。

## 1 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）

- ・永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
- ・中村裕之君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、森山浩行君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）  
（質疑者）荒井優君（立憲）、森山浩行君（立憲）、金村龍那君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 荒井優君（立憲）

- （1） 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会において取りまとめられた論点整理における給特法の在り方の方向性について再度議論すべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- （2） 学校給食費の無償化について早期に議論すべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- （3） 著作権法の一部を改正する法律案について
  - ア フェアユース規定がないことなど、我が国の著作権法はインターネット時代に適した在り方になっていないのではないかとこの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - イ ウィニー事件についての永岡文部科学大臣の見解
  - ウ 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）について詳細な情報を公開すべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - エ 権利者不明の定義
  - オ 文化芸術の担い手の権利契約を保護する制度を文化庁が整備する必要性

### 森山浩行君（立憲）

- （1） 本年4月13日に開催された誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部における「不登校ゼロ」との永岡文部科学大臣の発言の真意
- （2） 学校給食費の無償化に関する荒井委員の質疑に対する永岡文部科学大臣の答弁において、保護者の負担軽減策に言及した意味
- （3） 著作権法の一部を改正する法律案について
  - ア 令和3年4月に公表された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の取組状況
  - イ 海賊版の被害に対する損害賠償額について、通常の著作権利用料を上回る額を設定すべきとの意見に対する文化庁の見解
  - ウ 音声等の実演家の身体表現を基にAIが新たな作品等を作成した場合の権利者保護の考え方
  - エ 実演家の権利保護の課題についての文化庁の認識
  - オ 登録確認機関又は指定補償金管理機関の業務を文化庁が直接担ってはどうかとの意見に対する文化庁の見解
  - カ 登録確認機関及び指定補償金管理機関に業務又は事務を行わせることとした理由及び新たな裁定

制度の利用数の見直し

- キ 著作権登録を簡素簡便に行うよう登録確認機関又は指定補償金管理機関に要請することの確認
- ク 新たな裁定制度における補償金の使途について想定している共通目的の例
- ケ 補償金を分野横断権利情報検索システムに活用してはどうかとの意見に対する文化庁の見解
- コ 著作権者の意思を確認する際のガイドラインを作成すべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- サ 著作権者の想定外の二次利用があった場合に、著作者人格権の不行使契約を撤回できることの確認

#### 金村龍那君（維新）

- (1) 著作権法の一部を改正する法律案について
  - ア インターネット上の海賊版サイトの取締りに関する今後の対応策
  - イ 本改正案における著作物の利用円滑化と権利者の保護のバランス
  - ウ 著作物等保護利用円滑化事業における具体的な支出先
  - エ 著作権法を誰もが理解し、利用しやすいものにする必要性
  - オ クリエーターや著作物を利用する団体等に対し特に周知を徹底する必要性
  - カ 著作権法の本質的な在り方に関する永岡文部科学大臣の見解
- (2) 日本の文化芸術を世界に発信していくための取組
- (3) 障害者アート支援など、著作権を活かしたエコシステムの構築等の好事例を文部科学省として発信する必要性

#### 西岡秀子君（国民）

- (1) 著作権法の一部を改正する法律案について
  - ア 新たな裁定制度と著作権法の原則との関係及び国際条約との整合性
  - イ 新たな裁定制度創設の理由、背景及び趣旨
  - ウ 意思の表示をしていない著作権者の権利保護の方策
  - エ 裁定手続の開始後も継続して権利者の探索や意思の確認を行う必要性
  - オ 登録確認機関及び指定補償金管理機関の対象として具体的に想定している団体及び対象の具体的な要件
  - カ 既存の集中管理団体が登録確認機関及び指定補償金管理機関の対象となるかの確認
  - キ 新たな裁定制度の創設が既存の集中管理団体に与える影響
  - ク 新たな裁定制度の内容及び未管理公表著作物にならない方法等の周知とともに、学校教育を含めた国民への著作権法教育を充実する必要性
  - ケ 匿名・個人のクリエイターの個人情報の開示に関して十分に配慮する必要性
  - コ 裁定後に権利者により裁定が取り消された場合に消去することが困難であるインターネット上の情報に関する権利者保護の方策
  - サ 権利者のための補償金を指定補償金管理機関が徴収、管理及び支出することの法的根拠
  - シ 著作権等保護利用円滑化事業への支出の妥当性及び透明性の確保の方策
  - ス 分野横断権利情報データベースの構築に向けた取組
- (2) 令和5年3月に公表された「こども・子育て加速化プラン」における奨学金制度の拡充に関する文部科学省の具体的方針

#### 宮本岳志君（共産）

(1) 著作権法の一部を改正する法律案について

ア 新たな裁定制度について

a 著作権者等の意思が確認できない期間及び権利者の探索や意思確認の態様

b 悪意のある利用等、著作権者が望まない利用に配慮した運用を行う必要性

イ 分野横断権利情報データベースの構築及び管理運営に対する公的支援の必要性

(2) 映画の著作権問題について

ア 1899年に施行された旧著作権法における、完成された映画の著作権の原始取得者

イ 1970年の著作権法の全部改正において、映画の著作権は映画製作者である映画会社に帰属すると変更された理由

ウ 1992年の著作権審議会第1小委員会のまとめにおける映画監督等の権利についての記載内容

エ 1997年の文化庁の映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会における議論の最終的な帰結及びその後の状況

オ 2014年4月4日の当委員会において、映画の著作権を映画監督に与えることに関して当時の下村文部科学大臣が必要に応じて検討を行うべきと答弁していることを踏まえ、その後の協議の進展

カ 日本映画制作適正化機構の発足及び「映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」の作成経緯

キ 同ガイドラインが今後改善される余地があることの確認

ク 諸外国の動きを踏まえ、我が国においても映画に対して充実した支援体制をとる必要性

ケ 日本映画の持続可能な発展のために著作権を含む権利の問題に関して関係者間で議論を進めることへの支援に対する永岡文部科学大臣及び経済産業省の所見